

●香川県告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により観音寺都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成19年3月30日

香川県知事 真鍋武紀

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3・5・17 坂本出作線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部都市計画課